

社会変革としてのソーシャルアクションの実践方法についての検討
—障害のある性暴力被害者に関する刑法性犯罪改正へのプログラム評価を通じて—

○ 法政大学現代福祉学部 岩田千亜紀 (008828)

キーワード：ソーシャルアクション・プログラム評価・刑法性犯罪改正

1. 研究目的

ソーシャルワークのグローバル定義（2014）に明示されているように、抑圧や不正義といった社会問題に挑戦し、社会構造そのものを変革していくというソーシャルアクションの実践がソーシャルワークの役割として求められている。しかし、日本においては、ソーシャルワークとソーシャルポリシーを分立したものと捉えるなど、政策決定や法改正を目指すソーシャルアクションは十分に展開されていない。

そこで、本研究では、ソーシャルポリシーに影響を与えるためのソーシャルアクションの実践方法についての検討を行うため、プログラム評価におけるグッドプラクティス事例（GP事例）調査を実施した。GP事例の対象は、性暴力撲滅の啓発活動に取り組む特定非営利活動法人「しあわせなみだ」による「障害のある人を取り残さない刑法性犯罪改正」を目指したプログラム（2018年1月～2023年6月）である。

2. 研究の視点および方法

- 1) **研究の視点**：本研究の研究手法は、「実践家参加型エンパワメント評価」である。本プログラムの実践家であるしあわせなみだの正会員（8名）による評価への参画を得て、実践家の視点を踏まえた、EBP（Evidence-Based Practice）に基づくソーシャルアクションの展開方法についての検討を目指した。
- 2) **方法**：本プログラムでは、プログラム開始時にセオリー評価（プログラムの設計と理論の評価）が実施されていなかった。そこで、しあわせなみだの会員の参画による参加型ワークショップにおいてセオリー評価を実施し、プログラム理論を明確化したロジック・モデルを作成した（図1を参照）。次に、ロジック・モデルを基に、会員を対象としたインタビュー調査、文献調査を実施し、プログラムのプロセスやアウトカム（結果）についての評価を実施した。最後に考察として、プログラム評価結果を基に、ソーシャルアクションの実践方法についての検討を行った。

3. 倫理的配慮

本研究は法政大学研究倫理審査委員会の承認を得て実施した（研究倫理番号 230317_2号）。参加型ワークショップおよびインタビュー調査の実施に当たっては、それぞれ調査依頼書において、調査目的、協力内容、個人情報保護、研究発表等の説明を行い、同意を得た場合のみ協力を依頼した。本発表に関連して、開示すべき利益相反（COI）はない。

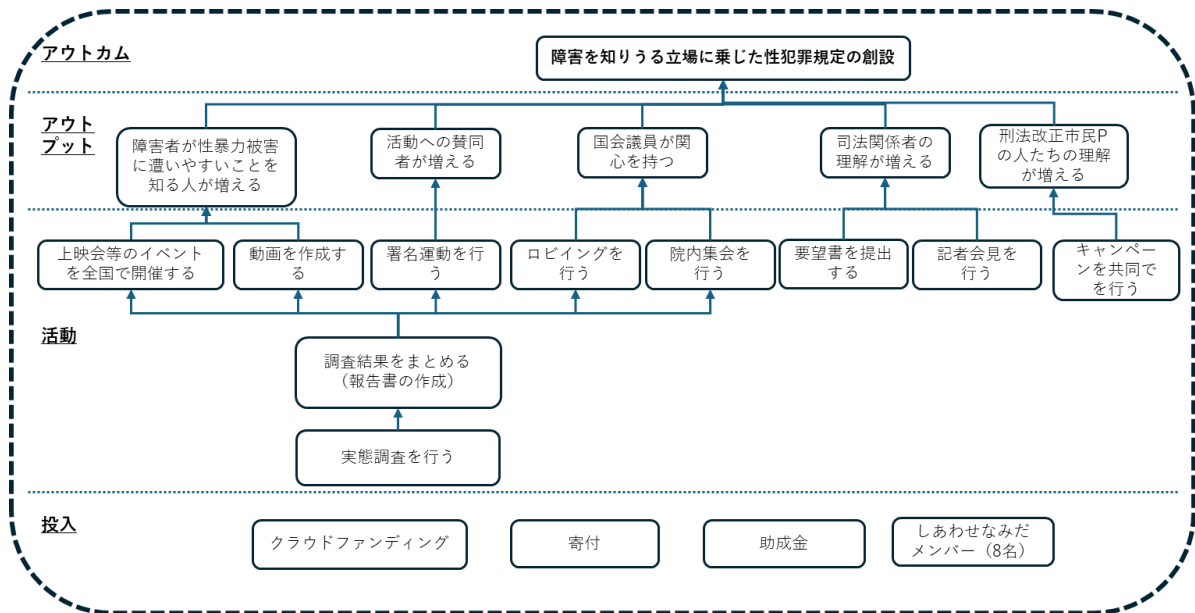


図1 プログラムのロジック・モデル

4. 研究結果

本プログラムのアウトカム（プログラム目標）である「障害を知りうる立場に乗じた性犯罪規定の創設」については、「障害」という概念が刑法の中にはじめて位置づけられたという意味では画期的であり、目標はある程度達成できたと評価できた。プログラムの成功要因として、1)研究者と協働して行った実態調査によりエビデンスを示すことができ、メディア等の協力により、障害者が性暴力被害に遭いやすいことを知る人が増えたこと、2)継続的・精力的なロビイング活動によって法改正に関わる国会議員が関心を持つようになったこと、3)署名活動に寄せられた一人一人の声や思いを法務大臣に届けることができたこと、4)他団体との連携などが挙げられた。また、コロナウィルスの感染拡大により、当初予定していた対面型のイベントをオンライン開催・動画配信などに変えるなどの柔軟な計画変更や、コアなメンバーを中心として、多様な人々を巻き込みながらプログラムを継続的に実施したことなども貢献要因として挙げられた。

5. 考察

社会変革としてのソーシャルアクションの展開に当たっては、法制度等に関わるニーズを明確化し、ニーズを可視化・共有化することが必要である。また、現実的な目標を設定し、多様な人々を巻き込みながら、継続的に目標の達成に向けた活動を進めていくことが必要である。法改正を進めるためには、一人一人の声を集め、法改正に影響力を持つ人々への働きかけをしなければならない。また同時に、法改正後の運用を視野に入れ、当事者を含めた運用に携わる人々たちへの働き掛けも重要である。活動を継続・拡大していくためには、持続可能な活動体制や活動方法のあり方などについて更なる検討が必要である。